

会員無料(定員50名)

2023年度第4回  
名古屋会場  
11月16日(木)・17日(金)

# 豊通労災会 会員限定 職長教育研修のご案内

## 研修の特徴

- ①本研修は、労働安全衛生法第60条に規定された法定教育となります。
- ②事業場の安全衛生は職長等現場監督者がキーパーソンとなるとの観点から、同法第60条で監督者に対し業務遂行上の必要な事項について教育すべきこととしてその実施が事業者には義務づけられています。
- ③労働安全衛生規則第40条で、11科目12時間以上の教育を実施することを定めています。
- ④2日間の研修受講後に終了証を即日発行し手交します。(2日間の全てのスケジュール受講が条件)

### <労働安全衛生法第60条抜粋>

新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- (2) リスクアセスメント・危険予知等の安全活動を体系的に学ぶことができます。
- (3) 座学のみならず、受講者参加型のグループワークも数多く盛り込んでおり、グループワークを通じ現場力の向上につながります。
- (4) 通常有料の職長教育研修を、豊通労災会会員の皆様は1社2名まで無料にて受講申し込みが可能です。
  - \* 申込が定員数を超える場合は抽選となります。
  - \* 状況等により定員数を調整させて頂く場合もございます。
  - \* 最低催行人数が8名となります。受講者数が7名以下となる場合は、研修中止となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。



## 研修の対象

- (1) 対象業種：全業種（特に、下記に示す労働安全衛生法施行令第19条による職長教育を行うべき業種）
- (2) 対象層：職長等・労働者を直接指導又は監督する者・今後そのような立場になる者
- (3) 対象人数：1社2名まで申し込み可能です

## 特に研修を行うべき業種（労働安全衛生法施行令第19条）

1. 建設業
2. 製造業 ただし次に掲げるものを除く
  - イ たばこ製造業
  - ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）
  - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
  - ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）
3. 電気業
4. ガス業
5. 自動車整備業
6. 機械修理業

令和5年4月1日の法改正により新たに  
下記業種が職長教育研修の対象になりました。

- ① 食品製造業
- ② 新聞業
- ③ 出版業
- ④ 製本業及び印刷物加工業

照会先：豊通労災会事務局

〒453-6129 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート29 F

TEL: 052-584-4703

E-mail: toyotsu-rousaikai@tip.toyotsu.net

# 研修スケジュール

研修日程：11月16日（木）17日（金）の2日間

講師：一般社団法人安全衛生マネジメント協会のコンサルタント

時間	教 科 目
【第1日目】 11月16日（木） 9:20～	・開講及びオリエンテーション ・研修概要説明
9:30～12:00	1. 作業手順の進め方 2. 作業者の適正配置
12:00～12:50	昼食・休憩
12:50～16:50	3. 指導・教育の進め方 4. 監督・指示の方法 5. 設備の改善 6. 環境完全の方法と環境条件の保持 7. 整理整頓と安全衛生点検 8. 労働災害の防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引出す方法 9. 作業方法の改善
【第2日目】 11月17日（金） 9:30～12:00	10. リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減措置
12:00～12:50	昼食・休憩
12:50～16:50	11. 異常時における措置 12. 災害発生時における措置
16:50～17:00	・修了証交付 ・閉講及びアンケート記入

## 研修会場

グローバルゲート（名古屋市中村区平池町4-60-12 ※会場は29階 913、914会議室）

最寄駅：名古屋臨海高速鉄道あおなみ線 ささしまライブ駅から徒歩1分/ JR名古屋駅から徒歩15分

※地下駐車場はございますが、台数に制限があるため公共交通機関をご利用下さい。

照会先：豊通労災会事務局

〒453-6129 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート29F

TEL: 052-584-4703 E-mail: toyotsu-rousaikai@tip.toyotsu.net